

2020年3月18日

株主各位

東京都港区赤坂4丁目1番33号
株式会社カイテクノロジー
代表取締役 勝屋 嘉恭

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年3月13日開催の取締役会において、2020年4月7日をもって当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2020年4月6日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条2項の規定に基づき、2020年4月7日をもって、当社定款第6条を変更し、1,584万株増加して1,600万株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、当公告をもって実施いたします。
2. 2020年4月7日付にて、株式分割により増加した株式数が株主名簿管理人の株主名簿に記録されることとなります。
3. 株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社
4. 連絡先：株式会社カイテクノロジー 管理部
電話 03-5545-8008（代表）